四　関税率表第八五〇六・九〇号に該当するもの
五　関税率表第八五〇七・三〇号に該当するもの
六　関税率表第八五一四・三一号に該当するもの
七　関税率表第八五二五・五〇号に該当するもの
八　関税率表第八五三〇・九〇号に該当するもの
九　関税率表第八五三二・一〇号に該当するもの
十　関税率表第八五三三・二九号に該当するもの
十一　関税率表第八五三五・三〇号及び第八五三五・九〇号に該当するもの
十二　関税率表第八五三九・四一号に該当するもの
十三　関税率表第八五・四〇項（第八五四〇・一一号、第八五四〇・一二号、第八五四〇・四〇号及び第八五四〇・七一号を除く。）に該当するもの
十四　関税率表第八五四三・一〇号に該当するもの
十五　関税率表第八五四七・九〇号に該当するもの

［新設］

第五十一条　輸出令別表第二の三第二号の二へに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。

［新設］

第五十二条　輸出令別表第二の三第二号の二トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号及び第八七〇四・三二号に該当するもの
二　関税率表第八七〇五・九〇号に該当するもの
三　関税率表第八七〇九・九〇号に該当するもの
四　関税率表第八七一六・二〇号及び第八七一六・三九号に該当するもの

［新設］

第五十三条　輸出令別表第二の三第二号の二チに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第九〇一〇・一〇号に該当するもの
二　関税率表第九〇一五・四〇号、第九〇一五・八〇号及び第九〇一五・九〇号に該当するもの
三　関税率表第九〇二九・一〇号に該当するもの
四　関税率表第九〇三一・二〇号に該当するもの
五　関税率表第九〇三二・八一号に該当するもの

第五十四条　輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二二・〇三項、第二二・〇四項（第二二〇四・二二号及び第二二〇四・三〇号を除く。）、第二二・〇五項、第二二・〇六項、第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第五十五条～第七十二条　［略］

第四十六条　輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二二・〇三項、第二二・〇四項（第二二〇四・二二号及び第二二〇四・三〇号を除く。）、第二二・〇五項、第二二・〇六項、第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十七条～第六十四条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。